

## 主要事項についての考え方

### ○規則第10条の3を適用した場合の単位の修得方法について

二種免許状を所有する者が規則第10条の3の適用により一種免許状を取得する場合の単位の修得方法について、従来は、

「教科・教職に関する科目及びその単位数は、法別表によりその大枠が規定され、施行規則の規定によりその詳細が科目及びその各単位数が規定されている。このため、省令の規定があつて初めてその科目毎の単位数が規定されることになる。」

施行規則第10条の3は、二種免許状を有する者又はその所要資格を有する者が一種免許状の授与を受けようとするときには、別表第1又は第2第3欄に定める単位数のうち二種免許状に係る単位数については、すでに修得したものとみなすとされており、その内訳をさらに各教科毎に規定する場合には、その内訳を省令の明文の規定を待つ必要があると解される。

このため、二種免許状取得のために修得した単位を、同一・同教科の一種免許状取得のために使用する場合には、二種免許状を取得する場合の最低修得単位数が限度となるが、教科に関する科目20単位、教職に関する科目15単位の限度内であれば、大学において具体的にどのような科目を認定するかは問わない。

ただし、一種免許状取得の時点で、一種免許状の授与を受けるのに必要とされる各科目について、それぞれ所定の単位数を修得していないければ一種免許状の授与資格を得ることはできない。」(平成9年度質疑問22回答)

との解釈をとっていたところである。

しかしながら、平成10年の免許法施行規則改正により規則第10条の3第2項が新設され、上記にいう「省令の明文の規定」が設けられたことから、当該規定が施行される平成12年4月1日以降は、規則第6条、第7条、第9条及び第10条に規定する一種免許状に係る各科目の単位数と二種免許状に係る各科目の単位数の差を修得することが必要となる。(なお、12年3月31日以前については、従前の解釈にならうことになる。)

この場合において、規則6条表備考第4号及び第5号に規定する道徳の指導法の単位及び小学校の免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法の単位の取扱いが問題となるが、規則第10条の3第2項では「第6条、第7条、第9条及び第10条に規定する一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数につい

て修得するものとする。」とあることから、科目までは規定することはできるが、事項までは規定することができないと解する。(事項まで規定するのであれば「・・各科目的単位数(道徳にあっては事項の単位数を差し引いた単位数)・・」等の規定が必要と解する。)

したがって、二種免許状に係る各科目的単位数の範囲内であれば、どの事項について何単位修得したものとみなすかは問わないものとする。(具体的には、中学校一種免許状取得の場合、規則第6条表第4欄「教育課程及び指導法に関する科目」については、4単位の範囲内であれば「道徳の指導法」について2単位を認定することも可能と解する。)

しかし、従前通り、一種免許状取得の時点において、一種免許状の授与を受けるのに必要とされる要件を充たしてなければ、一種免許状の授与資格を得ることはできないものとする。(規則6条表備考第4号及び第5号に規定する要件も充たしていることを要する。)

○旧基準による2種免許状所有者が規則第10条の3第1項により一種免許状を取得する場合の「道徳の指導法」の単位の取扱い等について

平成10年施行規則改正後の規則第10条の3の適用の考え方については前述のとおりであるが、当該規定は基本的に法別表第1又は第2の規定により2種免許状を修得した者が同一基準の別表第1又は第2の規定により一種免許状を取得する場合を想定したものであることから、それ以外の場合については別途の考え方が必要と解する。

旧法別表第1又は第2の規定により2種免許状を取得した者については、一般に改正法附則第6項の規定により新法別表第1又は第2に規定する所要資格を得たものとみなした上で、規則第10条の3第1項を適用することになる。

この場合において前述の「一種免許状取得の時点において、一種免許状の授与を受けるのに必要とされる要件を充たしてなければ、一種免許状の授与資格を得ることはできない」との考え方を探った場合、教職に関する科目等について改めて修得することが必要となり（例えば中学校教諭免許状を取得する場合、教職の意義等に関する科目2単位、教育実習2単位、総合演習2単位、情報機器の操作2単位、外国語コミュニケーション2単位など）、改正法附則第6項に規定の趣旨が活かされないことになる。

このため、改正法附則第6項を適用した場合においては、旧基準に基づく2種免許状取得時にどのような科目を修得したかにかかわらず、新基準に基づく2種免許状取得に必要な要件を充たしているものとみなすこととする。

したがって、道徳の指導法の単位については、新基準に基づく2種免許状取得に必要な単位は施行規則第6条表備考第5号の規定により1単位とされていることから、旧基準に基づく2種免許状の取得時に2単位取得している場合であっても、1単位のみ修得しているものとみなすこととなり、改めて1単位以上修得することを要することになる。

なお、下記のケースにおける規則第10条の3関係の適用については次の通り。

①二種免許状の認定課程（旧課程）において二種免許状を取得した者又は所要資格を得た者

→改正法附則6項の規定により、新法による所要資格を得たものとみなした上で規則第10条の3第1項を適用。

②二種免許状の認定課程（旧課程）において二種免許状の授与を受けるための単位を修得したが所要資格は得ていない者

→改正規則附則第2項、第3項、第4項又は第5項の規定により新課程での単位にみなした上で規則第10条の3第3項を適用。

③一種免許状の認定課程（旧課程）において二種免許状を取得した者又は二種免許状に係る所要資格を得た者

→旧課程での単位を改正規則附則第2項、第3項、第4項又は第5項の規定により新課程での単位にみなす。この場合、道徳の指導法について2単位以上修得している場合は改めて修得する必要はない。

※ なお、改正法附則6項の規定により、新法による二種免許状に係る所要資格を得たものとみなした上で規則第10条の3第1項を適用することも不可能ではないと解するが、この場合、道徳の指導法については2単位以上修得している場合でも改めて1単位を修得する必要がある。

④一種免許状の認定課程（旧課程）において単位を修得したが、二種免許状に係る所要資格を得られなかつた者

→規則第10条の3の適用はなし。改正規則附則第2項、第3項、第4項又は第5項の規定により新課程での単位にみなした上で新法別表第1又は第2を適用。

## ○規則第10条の4第1項の適用範囲について

規則第10条の4第1項に基づく単位修得については、実態としては、編入学等の前後において同一免許状に係る単位修得をする場合が多数になると見込まれるが、制度上は、今回の改正により、編入学者等を受け入れる大学の判断により、編入学等前に在籍した認定課程の種類のいかんにかかわらず、編入学等後に在籍する認定課程における修得単位とみなしえることとしたものである。これは単位の認定について大学の裁量が広く認められている現状にかんがみ、教員免許状の授与に係る単位についても大学の裁量を認めることとしたものであるが、編入学等前に修得したいかなる科目の単位について編入学等後の認定課程における修得単位と認め得るかについては、編入学等前後の認定課程の種類により当然に一定の制約があるものと解する（注）。

本項を適用する場合においては、受入れ大学による自大学での修得単位としての「みなし」という行為が必要であり、自大学の開設科目への読替えなど適切な方法により、授与を受けようとする免許状に係る単位修得の了・未了が、少なくとも受入れ大学が発行する単位修得証明書においては明確になっていなければならない。その場合において、当該「みなし」前の修得単位に係る科目名称も備考欄等に明記しておく必要がある。

なお、科目等履修制として在籍している者に対しては本項を適用することはできない。

（注）編入学等前後において認定課程の種類が異なる場合に關し本項に規定された中二種免の認定課程における修得単位を編入学等後に高一種免の認定課程における修得単位と「みなし」のようなケースにあっても、例えば、編入学等前後における免許教科に相当性がない場合は「教科の指導法」に該当する修得単位とはみなしえない等の制約は当然にあり得るものである。

○編入学生に対する新・旧課程の適用と免許状取得における新・旧基準の適用について

編入学した者が免許状を取得する場合の課程の適用は、編入学した大学の学科等の年次が新課程適用年次であれば新課程の適用が、旧課程適用年次であれば旧課程が適用されることとなるが、具体的なケースについては下記のように解する。

- ① 旧課程の適用年次から新課程の適用年次に編入学した場合、原則として新課程の科目を修得し、新基準により免許状を修得することになる。この場合、編入学前の旧課程で修得している単位については、改正規則附則第4項等により新課程での単位に読み替える必要がある。(なお、規則第10条の4第1項は新課程間又は旧課程間の編入学を想定しており、本規定により、旧課程から新課程又は新課程から旧課程の科目の単位への読み替えはできないものと解する。)
- ② 新課程の適用年次から旧課程の適用年次に編入学した場合、原則として旧課程での科目を修得することになるが、免許状取得については旧基準、新基準のいずれによることも可能である。なお、この場合において、新課程での修得単位を旧課程の単位に読み替えることは、改正規則に根拠規定がないためできない。したがって、i)編入学後の旧課程における修得単位を改正規則附則第4項等により新課程での単位に読み替え、新基準により免許状を取得、又は ii)旧課程において必要な単位をすべて修得し、旧基準により免許状を取得する方法を探ることになる。

このため、受入れ大学は編入学の受入れに際し、十分な履修指導を行うことが必要である。

## ○改正法附則第6項の科目等履修生への適用について

科目等履修生については、科目等履修登録があることをもって「在学」しているものとみなす。

通常、科目等履修生については在籍であり在学ではないとされており、免許法においても法別表第1備考第5号口において特例的に認めている場合を除き在籍であるとの解釈をとっている。しかし、経過措置においては法改正による損失を最小限に留め、既得権益について可能な限り保護すべきであるという趣旨に鑑み、改正法附則第6項の「在学」に限り科目等履修生による在籍も含めることとしたものである。これは介護等体験特例法の経過措置の考え方にならったものであり、ほぼ同時期に移行期間を迎える2法において経過措置の取り扱いが異なることは学生、大学及び授与権者に多大な混乱及び負担をもたらすことが予想されることから、それを避けることも念頭に置いたものである。

なお、昭和63年免許法改正時においては科目等履修生と類似の存在である聴講生について同様の取り扱いが認められていなかったところであるが、これは①聴講生が実態として存在していたにすぎない存在であるのに対し、科目等履修生については平成3年大学設置基準改正により制度化された存在であること。②聴講生については明確な定めがないため、様々な学修形態が存在しており、科目等履修生のように一律的な取扱いが困難であること。③科目等履修生に対して与えられる単位は大学の正規の単位である（※）のに対し、昭和63年当時の聴講生が取得した単位については正規の単位とはみなされないこと。④現在も聴講生や専科生等の名称の学生が存在していること。⑤科目等履修生が現に膨大な数として存在し、その存在を無視することは極めて困難であること。などの理由により、今回、科目等履修生について経過措置の対象に含めることとしたものである。

※ 科目等履修生として修得した単位については、大学設置基準第30条等の適用が可能であり、大学に入学する前に科目等履修生として修得した単位を当該大学において修得した単位としてみなすことができる。また、短期大学卒業生など基礎資格を有する者が学校教育法第68条の2の規定により学士の学位を修得する際に、科目等履修生で修得した単位について、学位授与機構における審査を経て学士の学位を得るための単位として使用することができる。

○科目等履修生への新・旧課程の適用について

平成12年3月までの間の科目等履修生の受入れについては、当該科目等履修生の平成12年3月までの間における学修歴等（新・旧いずれの課程での修得単位が主か、本人の希望はどうかなど）を総合的に判断しつつ、大学の判断により新課程又は旧課程のいずれの適用年次に受け入れることも可能である。

平成12年4月以降の科目等履修生の受入れについても基本的に上記と同様の考え方であるが、別表第1又は第2により免許状を取得する場合、正規学生、科目等履修生等の別にかかわらず、在学証明書等により平成12年3月からその翌月の同年4月にかけて在学関係が継続していない限り、平成12年4月以降の修得単位をもって旧基準に基づく免許状授与を受けることはできない（旧課程における修得単位を改正規則附則第4項等により新課程の科目の単位とみなした上で、新基準による免許状の授与を受けることになる。）ので、とりわけ大学にあってはその旨履修指導を徹底する必要があると考える。

なお、各大学においては、単位修得証明に当たって、備考欄への記載などにより新課程又は旧課程いずれの課程で修得した単位であるか（読み替えを行った場合はその旨も）明確にしておく必要がある。

## ○法別表第1備考第5号口の解釈変更について

法別表第1備考第5号口については、従来、認定課程を有しない大学（自大学の別学科等を含む）において修得した単位に対して適用されていたが、課程認定を有する前に自学科において修得した単位については認められていなかった。

課程認定については、開設科目それぞれについての審査も当然行われるものであるが、認定を受けようとする免許状の取得に係る科目がすべて適切に開設されていることを審査し、課程として認定するものであることから、課程認定を有していないことをもって当該学科の科目すべてが免許状取得に係る科目としては不十分な内容しか備えていないと解することはできないものである。

このため、教職に関する科目を重視することにした今回の免許法改正に伴い解釈を変更し、自学科において課程認定を受ける前に修得した単位（課程認定を全く有していない場合に限る）について、一般に認定を受けた科目と同一である場合（内容の変更を伴わない名称変更等も含む）には、教科に関する科目として認めることができるものとしたものである。

なお、教科に関する科目として認めた上で教科又は教職に関する科目に振り替えることは可能と解する。

○法別表第3等に係る経過措置について

旧法別表第3又は第6の規定により免許状の授与を受けようとするものについての経過措置に関しては、改正法規則附則第8項の規定により平成12年3月31日までした場合においては旧法別表第3又は第6に規定する所要資格を得たものとみなすと解する案を提示しているところである。

しかし、上記の解釈によれば平成12年3月31日までに単位修得を終えない場合、修得済みの教科に関する科目の一部が免許状の授与を受けるための単位として使用できることになる。

このため、平成11年度中に改正規則附則第8項の改正を行ない、経過措置期間の延長を行う方向であるが、詳細については検討中である。

なお、この措置を行うことに伴い、上記の解釈は採用せず、法別表第3及び別表第6に係る「所要資格」とは、それぞれの表の第3欄に規定する「最低在職年数」及び第4欄に規定する「修得することを必要とする最低在職年数」の双方であるとする。

○ 29年改正法附則第8項等に係る都道府県規則の制定について

29年改正法附則第8項の適用を受ける者、及び規則第11条表備考第4号の適用を受ける者の単位の修得方法について、不整合が起きている部分がある。

このため、平成11年度中に改正を行うことを検討している。

なお、改正が行われるまでは現行規定が適用されるため、都道府県規則による規定については適宜判断されたい。

また、当該規定につき具体的な事例が生じた場合には文部省に照会されたい。

○規則第10条の4の規定の性格について

(問) 法別表第1備考第5号ロでは教科に関する科目のみ規定しているにもかかわらず、規則第10条の4において教職に関する科目まで認めるとの整合性如何。また、課程認定制度との整合性如何。

(答)

前段：規則第10条の4の規定は法別表第1備考第5号ロの規定を受けたものではなく、直接的には法別表第1備考第1号の規定に基づくものである。

学校教育法の体系においては、一般的に編入学に関する事項については省令に規定されており、例外的に、異なる学校種をまたがって編入学を行う場合に法律で編入学に関して規定しているところである。

免許法施行規則第10条の4第1項の規定する内容についても、課程認定を有する大学間における編入学等に関する規定であり、省令において規定すべき性格のものと解する。

後段：法別表第1備考第5号イでは、免許状修得のための単位については認定課程において修得した単位であることとしている。

規則第10条の3第1項においては、大学設置基準第30条第1項の規定により編入学後の大学が当該大学の単位としてみなすことを求めており、この「みなし」行為により編入学前に修得した単位が編入学後の大学において取得した単位となる。このため当該単位は認定課程において修得した単位として扱われることとなり、法別表第1備考第5号イの規定からはずれるものではない。

なお、学校教育法の法令体系と教育職員免許法の法令体系は、形式的には別の法令体系ではあるが、事項の性質上前者の内容に後者の内容が依存することになる（これまででも学教法の体系である大学設置基準の改正を受け免許法体系の改正を行ってきていたところである。）。今回の規則第10条の4の新設についても、大学設置基準の大綱化等を受け、広く編入学や単位互換が行われている実態、単位の認定について大学の裁量が広く認められている現状等にかんがみ規定したものである。

## ○規則第6条表「含めることが必要な事項」の扱いについて

### ①改正規則附則4項関係

教職に関する科目の旧から新へのみなしについては、単位としてみなすことはできても、含めることが必要な事項まで修得しているとみなすことはできず、旧基準で取得した科目に含まれていない事項については改めて修得することを要する。ただし、経過措置であることにかんがみ、事項のうち（ ）書きの部分[例（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）]については、改めて取得することを要しないものとする。

具体的には、小学校教諭に係る「進路指導」は新規に追加された事項であるため、改めて修得することが必要である。「教育課程の意義及び編成の方法」については、一般に教育原理や教科教育法等の科目に通常含まれていると解されるので、改めて修得する必要はないが、含まれていない場合は改めて修得することが必要である。これら事項についての確認は大学の単位修得証明書等により確認されたい（大学に対しては、「含めることが必要な事項」と授業科目との対応について授与権者に文書で示すよう指導している）。

なお、「教職の意義等に関する科目」、「総合演習」及び幼稚園免許状に係る「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については新設科目であるため、当然に改めて修得することが必要である。

### ②規則第6条表備考第12号、第13号及び第14号関係

単位の流用を行う場合にも、含めることが必要な事項をすべて満たしている必要があり、含まれていない事項については改めて修得することを要する。流用規定の趣旨にかんがみ（ ）書きの事項については上記と同様とする。

上記の解釈で単位の流用を行う場合、例えば幼稚園の免許状を取得するケースの「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」（2単位）については、2単位まで流用が認められるが、他の学校では「幼児理解の理論及び方法」が含まれていないため、新たに修得することが必要となるが、要修得単位数を超えて修得した教職に関する科目的単位数は、教科又は教職に関する科目の欄の単位として使用できることから、全くの空振りにはならないものと解する。

これは、新法においては、含めることが必要な事項については含まれていればよく、それぞれ事項ごとに1単位分以上確保する必要はないとしており、従来と比べ大幅に緩和しているところである。したがってみなしや振り替えを行う際にも少なくとも事項はすべて満たすことを要件としたものである。

○規則第6条表備考第8号「中心とする」の解釈変更について

今回の改正により、教育実習に係る単位数が増加し要件が強化されたことから、認められる隣接学校種の拡大を行うとともに、「中心とする」の解釈を変更し、半分以上は当該学校又は隣接学校において行うこととしたものである。したがって残りの半分以下については隣接以外の学校で行うことも可能となる。

同表備考第12号及び第13号との関連については、第8号は大学が課程認定を受ける際及び学生が教育実習の単位を修得する際に認められる実習校の範囲について定めたものであるのに対し、第12号及び第13号は学生が免許状の授与を受ける際の単位の流用の規定であり、大学が課程認定を受ける際にはこの規定を前提として申請することはできないとしているところである。

○規則第6条表備考第14号「小学校教諭の授与を受ける場合の」の解釈について

規則第6条表備考第12号、第13号及び第14号における「授与を受ける場合の」の解釈については、従来より取得要件を満たしていることを条件としている。したがって第14号においては小学校教諭の免許状を既に取得している場合又は小学校教諭の免許状を幼稚園教諭の免許状と同時に取得する場合に限られると解する。

(参考:ハンドブック346頁上段)

## ○認定講習の実施方法について

認定講習については、対象者数や指導大学の有無等理由により各都道府県単独での開設が困難な講習があることを考慮し、次のように対応することを検討中。

①各都道府県及び大学等において開設予定の認定講習及び公開講座について事前に文書及びインターネットの活用等により周知を行う。

→なお、実施に当たっては開設予定の認定講習について少なくとも規定通り1ヶ月前には文部省に対し計画書を提出していただく必要があり、すべての都道府県の協力が不可欠である。

②上記の対策によっても対応が不可能な科目等がある場合には文部省から大学に対し認定講習又は公開講座の開設の依頼を行う。

→なお、実施に当たっては各都道府県において対応が不可能な科目及びその対象者数について正確に把握し、文部省に報告していただくことが必要であり、すべての都道府県の協力が不可欠である。

※ なお、介護等体験特例法の施設等一覧についても作成を検討中であり、各都道府県において施設等の一覧を作成していただければ、文部省において取りまとめることを想定している。